|  |
| --- |
| **有機溶剤等使用の注意事項** |

有機溶剤中毒予防規則第24条に定める掲示

|  |  |
| --- | --- |
| 有機溶剤名 |  |

**１．有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類およびその症状**

|  |  |
| --- | --- |
| 疾病の種類 |  |
| 症状 |  |

**２．有機溶剤等の取扱い上の注意事項**

(1)有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずフタをすること。

(2)当日の作業に必要な量以外の有機溶剤等を作業場内に持ち込まないこと。

(3)局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を稼働して取り扱うこと。

(4)風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

**３．有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置**

(1)中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに有機溶剤作業主任者、衛生管理者等に連絡すること。

(2)中毒症状がある者を横向き（回復体位）に寝かせ、気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

(3)中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

　　緊急電話【119】　会社住所【大阪市北区安全町1-1】

(4)中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに心肺蘇生（胸骨圧迫）を行うこと。合わせて、AEDによる心肺蘇生を行うこと。

**４．次の場所および次の作業にあっては、下記に定める保護具を使用すること。**

|  |  |
| --- | --- |
| 作業場所 | 〇〇塗装室 |
| 作業内容 | 塗装作業  塗料の調合作業  塗装の修正作業（タッチアップ）  有機溶剤を使用して汚れ等を払拭する作業 |

使用すべき保護具

**☑有機ガス用防毒マスク　☑化学防護手袋　☑保護メガネ**